

## 機能強化型サービス利用支援費に関するQ\＆A集

令和5年12月25日
国分寺市障害者基幹相談支援センター

「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容（案）」の「質の高い相談支援を提供 するための報酬体系の見直し（1）基本報酬の充実」において，「常勤専従の相談支援専門員数が3名以上」のサービス利用支援費の「報酬引き上げ」欄の単位は，現行（令和3年度報酬改定前）の単位 （I，464 単位）と同じです。しかし，「旧特定事業所加算の組込み」欄の「機能強化なし」は，1，522単位と表記されています。
（問）常勤専従の相談支援専門員数が 3 名以上で機能強化型サービス利用支援費を申請していな い場合，I，464単位と I，522 単位のどちらの報酬単価になるのでしょうか。
（答）1，522 単位です。ちなみに機能強化型の単位を算定するには，市に体制等に関する届出が必要です。

算定要件にある「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達などを目的 とした会議を定期的に開催」について
（問）会議についての定義はありますか。例えばブリーフィングなども該当しますか。
（答）特に定義はありませんが，会議の議題については，少なくとも次のような議事を含めることとされ ています。

ア 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
イ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
ウ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
工保健医療及び福祉に関する諸制度


オ アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術
力 利用者（障害児及びその家族）からの苦情があった場合は，その内容及び改善方針 キ その他必要な事項
（問）定期的な開催の「定期的」とは，どの程度の頻度を指しているのでしょうか。
（答）概ね週1回以上です。
（留意事項通知p329より）
（問）会議について，議事録の作成，保管は必要でしょうか。
（答）議事については，記録を作成し，5年間保存しなければなりません。
（留意事項通知p329より）

24時間常時連絡できる体制の確保，かつ，必要に応じて利用者等の相談に対応する体制の確保につ いて，留意事項通知として以下の内容が示されています。
※「利用者等」とは，利用者の家族や，利用しているサービス提供事業所も対象になります。
［留意事項通知］
常時担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ，必要に応じて相談に応じることが可能な体制 をとる必要があることをいうものであり，当該事業所の相談支援専門員が輪番制による対応等も可能 であること。
（問）「携帯電話等により」とありますが，利用者等からの連絡は，電話以外の電子メール，LINE など のSNS も連絡ツールとして認められますか。
（答）電話以外のメール，その他 SNS による連絡ツールも認められます。
（問）「利用者」とは，相談支援の利用契約者に限ると解釈してもよろしいでしょうか。
（答）はい，お見込みの通りです。
（問）「必要に応じて相談に応じる」とありますが，閉所時間中の利用者等からの連絡について，一旦留守番電話などでメッセージを預かり，緊急な場合は速やかに相談に対応し，緊急ではない場合は翌開所時間に対応することは認められるのでしょうか。
（答）留意事項通知に「必要に応じて」と記載があります。緊急を要する対応が必要な時に，速やかに

相談に対応できる体制であればよいです。
（問）「24時間常時連絡できる体制」の周知について，案内は相談支援の利用契約者に限定しても よろしいでしょうか。また，案内する際に「24時間連絡体制を利用した相談は，閉所時間中は緊急時 に限ると条件を附すことは可能でしょうか。
（答）はい，お見込みの通りです。相談支援の契約時や更新時に周知することなどが考えられます。

機能強化型サービス利用支援費の算定要件に「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達などを目的とした会議を定期的に開催」があり，協働体制の要件に「原則，全職員が参加するケース共有会議，事例検討会等を月2回以上共同して実施していること」があります。
（問）機能強化型の算定要件としての会議，協働体制の要件の会議として個別に実施が求められるも のでしょうか。
（答）協働体制の要件の会議（原則，全職員が参加するケース共有会議，事例検討会等）を開催した週は，当該会議を機能強化型サービス利用支援費の算定要件の会議（利用者に関する情報又はサー ビス提供に当たっての留意事項に係る伝達などを目的とした会議）を開催したこととすることができます。
（留意事項通知p329より）

